

1月	15 金	保育所開放 10:00~11:00 (とよまつ保育所 TEL:84-2132)
	16 土	
	17 日	
	18 月	
	19 火	保育所開放 10:00~11:00 (いずみ保育所 TEL:87-0099)
	20 水	
	21 木	ミニおひさま広場くるみ 10:30~14:00 (くるみふれあいプラザ) 子育て相談 13:00~17:00 (こばたけ保育所) 犬・猫引取り日 (油木・神石地区)
	22 金	
	23 土	
	24 日	平成22年神石高原町消防団出初式
	25 月	
	26 火	保育所開放 10:00~11:00 (こばたけ保育所 TEL:85-2718)
	27 水	
	28 木	
	29 金	家族関係・アルコール相談 14:00~16:00 (保健福祉センター) (要予約)
	30 土	
	31 日	
2月	1 月	
	2 火	
	3 水	行政相談所開設 9:30~11:30 (三和公民館)
	4 木	犬・猫引取り日 (油木・豊松・三和地区)
	5 金	
	6 土	
	7 日	

8 月	
9 火	
10 水	保育所開放 10:00~11:00 (くるみ保育所 TEL:85-3329)
11 木	
12 金	ウォーキング教室 13:00~15:30 (シルトピアアリーナ)
13 土	
14 日	
15 月	
16 火	保育所開放 10:00~11:00 (いずみ保育所 TEL:87-0099)
17 水	
18 木	ミニおひさま広場たかふた 10:30~14:00 (さんわ総合センター) 子育て相談 13:00~17:00 (こばたけ保育所) 犬・猫引取り日 (油木・神石地区)
19 金	保育所開放 10:00~11:00 (とよまつ保育所 TEL:84-2132) 家族関係・アルコール相談 14:00~16:00 (保健福祉センター) (要予約)
20 土	
21 日	油木百彩館祭り (おいでんしゃあ油木百彩館 TEL:0847-82-2468)
22 月	保健委員研修会 13:30~16:00 (三和公民館)
23 火	協働による地域づくり講演会 9:30~11:30 (三和公民館) 保育所開放 10:00~11:00 (こばたけ保育所 TEL:85-2718)
24 水	
25 木	
26 金	
27 土	
28 日	親子映画鑑賞会 (さんわ総合センター TEL:0847-85-3097)

広報神石高原では、みなさまからの便りやお知らせ・俳句など、お待ちしております。みなさまでこのページをご活用ください。

〒720-1522 神石高原町小島2025
神石高原町役場企画財政課「神石高原バスケットニュース」係
E-mail jk-kouhou@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

自分で作るしめ飾りで新年を



12月23日、高蓋自治振興会下組班で、しめ飾り作りが行われました。今年で4回目となり、参加された方も慣れた手つきで次々と立派

なしめ飾りを作りました。みんな新年が良い年になるように願いを込めました。(高蓋 Uさん)

役場玄関前に門松を寄贈



今年のお正月、役場本庁玄関前に立派な門松が登場しました。これは、シルバー人材センターのご好意により設置されたもので、立派な門松に来庁された方々は、新春を感じられ、晴れやかな気持ちになられたのではないのでしょうか。シルバー人材センターのみなさん、ありがとうございました。

サンタからのプレゼント

神石高原町青年会が12月24日、町内の保育所・幼稚園・託児所を訪問して、約240名の子ども達にクリスマスプレゼントを配りました。サンタクロースの登場に子ども達は大喜び。「サンタさんありがとう。また来年も来てね」と笑顔を見せていました。(小島 Iさん)



新年を祝う打ち上げ花火

12月31日、安田老人集会所「喜楽荘」で2010カウントダウン花火が開催されました。今回も寒い年越しとなりましたが、来場者は高校生バンドのライブや大型スクリーンでの紅白歌合戦、豚汁のふるまいなどを楽しまれました。午前0時から、150発の花火が打ち上げられ、新年の夜空を彩りました。(安田ファミリーの会)



1月・2月の休日当番医

月	日	曜日	9時~17時	月	日	曜日	9時~17時
1	17	日	神石高原町立病院	2	11	木	神石高原町立病院
	24	日	鈴木クリニック		14	日	鈴木クリニック
	31	日	吉實クリニック		21	日	神石高原町立病院
2	7	日	三原医院		28	日	三原医院

おひさま広場 (10:00~15:00)

火	水	木	金	土
19	20	21	22	23
26	27	28	29	30
9	10	11	12	13
16	17	18	19	20
23	24	25	26	27

※詳しくは地域子育て支援センター ☎82-2002 へ

町内中小企業のみなさんへ
緊急保障制度は、3月末で終了します。

緊急保証制度(セーフティネット保証)とは、国の指定する業種に属している中小企業を支援するもので、つぎのイ、ロ、ハのいずれかに該当する事業者が対象です。

イ)最近3カ月間の平均売上高が前年度に比べ3%以上減少している事業者
ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない事業者
ハ)最近3カ月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期と比べ、3%以上減少している事業者

認定の手続き等

- ① 企画財政課に認定申請書及び必要書類を2部提出してください。
※申請書は、町ホームページまたは、企画財政課に用意しています。
※必要書類は、イ、ロ、ハにより、異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- ② 企画財政課で、申請書及びその事実を証明する書類等を審査し、要件に該当していれば認定書を発行します。
- ③ 中小企業者は、認定書を持参のうえ、保証付融資をお申し込みください。
※認定書の有効期間は、認定書発行日から起算して30日となります。
※保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

★この制度をご利用できるのは、3月31日(水)までに金融機関で申請を受理されたものまでです。

●お問い合わせ先 企画財政課 ☎89-33322